

北海道千歳リハビリテーション大学 同窓会会則

同窓会会則

(名 称)

第1条 この会は「北海道千歳リハビリテーション大学同窓会」(以下「同窓会」という)と称する。

(事務局)

第2条 この会の事務局は、北海道千歳リハビリテーション大学内(北海道千歳市里美2丁目10番地)に置く。

(目 的)

第3条 この会は、卒業生が高質な理学療法士及び作業療法士として、大学教育の実績を発揮すると共に、相互に交信を深め、研鑽、友愛、親睦、扶助の精神の高揚を図り、在校生の育成とリハビリテーション医療の発展に率先寄与することを目的とする。

(会員・組織構成)

第4条 この会の会員は、北海道千歳リハビリテーション大学の卒業生をもって組織構成する。また、この会の目的に賛同する北海道千歳リハビリテーション大学の教職員等を特別会員とすることができる。

(活動・事業)

第5条 この会の目的を達成するために、次の活動・事業を行う。

- (1) 会員相互の交流・親睦を図る活動と事業
- (2) 会員相互の研鑽を深める活動と事業
- (3) 在学生との交流と親睦を図る活動と事業
- (4) その他この会の目的達成に必要な事業

(役 員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- | | |
|------------|------|
| (1) 代表 | 1名 |
| (2) 副代表 | 1～2名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 広報・事務局 | 若干名 |
| (5) 監事 | 2名 |

この会に相談役を置くことができる。

会計については副代表と兼務することができる。

(役員の任務)

第7条 役員の任務は、次の通りとする。

- (1) 代表は、会を代表し会務を総轄する。
- (2) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときには代理・代行をする。
- (3) 会計は、金銭の出納及び管理を担当する。
- (4) 広報・事務は、会の広報業務、庶務のほか会務全般を分担処理する。
- (5) 監事は、会の活動・事業及び会計を監督し監査する。

2 顧問は代表の相談に応じ、相談役は必要に応じ会務について適切な助言を行う。

(役員の選出)

第8条 代表、副代表、会計及び監事は、役員会において選挙および立候補により選出する。

2 同窓会役員は原則として卒業年次毎に3名をそれぞれに互選する。

3 相談役は役員会において選出する。

(任期)

第9条 役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

2 但し、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。辞任した場合も同様とする。

(会議)

第10条 この会の会議は、役員定期総会、臨時総会、役員会、監査会とする。

2 役員定期総会は、毎年3回・5月、12月、3月に開催し、当年度の事業報告・決算報告・監査報告及び翌年度の事業計画・予算並びに役員選出のほか、この会の運営に関し重要な事項を審議し決定する。

3 臨時総会は、会務に関わる重要な事項について、役員会の議を経て、代表が招集、開催し決議することができる。

4 役員会は、代表、副代表、幹事、監事、会計をもって構成し開催するが、必要に応じその他の者を代表が招集し、意見を聴することができる。

5 幹事会は、役員会の議を経て、必要に応じて代表が招集し、開催することができる。

6 監査会は、必要に応じて開催することができる。

(届出の義務)

第 11 条 次の場合は届けなければならない。

(1) 入会時

(2) 氏名、住所、勤務先に変更があった場合

(会 計)

第 12 条 この会の会計は、会費、助成金、寄付金、事業に伴う収入、その他の収入と適正な支出によって執行される。

2 会費は 5,000 円とし、入会時に徴収する。

3 会計の期間は、その年度の終始期日とする。

(雑 則)

第 13 条 この会の条項の補完・補充の必要性が生じた場合には、総会の議を経て、細則、規則、規定等を定めることができる。

(変更・撤廃)

第 14 条 この会の会則の変更・撤廃は、役員を含めた総会出席者数の半数以上の議決を経なければならない。

(附 則)

この会の会則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。